

# 様式 1

## オンライン利用率上げの基本計画（令和2年12月4日）

省庁名	環境省
対象事業名	犬と猫のマイクロチップ情報登録

### 1. 対象手続一覧（一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載）

手続 ID (行政手続の棚卸結果)	所管部署名	手続名	手続の種類 (主体⇒受け手)	総手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率(令和元年度)	オンライン利用率目標※	取組期間 (達成期限) ※
—	自然環境局	情報登録申請 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の5第1項	国民等又は民間事業者等⇒国又は独立行政法人等	—	—	90%	令和5年3月末
—	自然環境局	登録証明書の再交付申請 同法第39条の5第6項	国民等又は民間事業者等⇒国又は独立行政法人等	—	—	—	—
—	自然環境局	情報変更登録の届出 同法第39条の5第8項	国民等又は民間事業者等⇒国又は独立行政法人等	—	—	—	—
—	自然環境局	変更登録申請 同法第39条の6第1項	国民等又は民間事業者等⇒国又は独立行政法人等	—	—	90%	令和5年3月末

			立行政法人等				
—	自然環境局	死亡時の届出 同法第 39 条の 8	国民等又は民間事業者等⇒国又は独立行政法人等	—	—	90%	令和 5 年 3 月末
—	自然環境局	登録証明書の交付 同法第 39 条の 5 第 4 項	国又は独立行政法人等⇒国民等又は民間事業者等	—	—	—	—
—	自然環境局	登録証明書の再交付 同法第 39 条の 5 第 6 項	国又は独立行政法人等⇒国民等又は民間事業者等	—	—	—	—
—	自然環境局	狂犬病予防法に基づく登録通知 同法第 39 条の 7 第 1 項	国又は独立行政法人等⇒地方等	—	—	—	—

※オンライン利用率目標の設定は主要手続のみとする

## 2. 対象事業の概要（事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成）

動物愛護管理法改正によるマイクロチップ装着の義務化に伴い、基本的にマイクロチップ情報の登録・管理をオンライン化し、登録情報を一元的に適正管理することで、飼い主不明の犬猫の返還の効率化・返還率の向上、管理責任の明確化を通じた適正飼養を実現する。また、狂犬病予防法に基づく犬の登録手続きと連携することで、犬の飼い主の手続き負担の軽減を実現する。

（参考：業務概要図）

## 3. 対象事業のオンライン化の状況(オンラインで完結しない場合は、その内容を具体的に記載)

※オンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載

オンライン化を実現するため、令和4年6月の施行に向けて以下の施策に取り組んでいる。

(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組

2020年（令和2年）6月より当該サービスを実現するための情報登録電子システムの設計、構築を行い、2022年（令和4年）6月（予定）から、利用者へサービス提供を行う。

(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し）

オンラインの本人（飼主）確認は不要な仕様としている。

(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額）

決済代行業者を利用し、利用者のオンライン決済を可能とする。

(エ) 添付書類の省略等

必要な添付書類についてオンライン化している。

マイクロチップ装着証明書：オンラインで添付可能

マイクロチップ登録証明書：オンラインで取得可能

(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進

指定登録機関（環境大臣指定の一般財団法人又は一般社団法人）による運用を想定するため、情報システムの共用は行わない。

(カ) データの標準化

すでにコードがあるものは既存コードを使用する方針（全国地方自治体コード等）としており、標準化に配慮している。

(キ) 外部連携機能（API）の整備

複数の指定登録機関がデータを活用するためのAPIを整備している。

(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保

個人情報を扱うため環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築する方針とし、情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保を行う。

(ケ) デジタルデバイドの是正

画面設計におけるアクセシビリティの配慮、英語対応、スマートフォン等への対応を行う。

(コ)国民等への広報

指定登録機関や、環境省自身、各種事業者を通じて制度の広報、啓蒙を行う。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報登録申請</li><li>・ 登録証明書の再交付申請</li><li>・ 情報変更登録の届出</li><li>・ 変更登録申請</li><li>・ 死亡時の届出</li><li>・ 登録証明書の交付</li><li>・ 登録証明書の再交付</li><li>・ 狂犬病予防法に基づく登録通知</li></ul>
各手続の概要	<p><b>【概要】</b></p> <p>令和元年に成立・公布された改正動物愛護管理法（以下「改正法」という。）において、災害時等のペットの逸走時等の所有者への返還等を目的として、犬猫等販売事業者へのマイクロチップ（略称：MC）装着・情報登録の義務や、それらの事業者から犬猫を譲り受けた所有者の情報変更登録の義務等が規定された。また、狂犬病予防法第4条において、犬の登録・鑑札装着義務が犬の所有者に課せられているが、改正法においては、指定登録機関（環境大臣が指定）にMCの所有者情報登録等がなされた際、関連するこれらの情報を市町村の求めに応じて通知することで、本来、所有者が市町村での窓口等で行う必要があった狂犬病予防法上の登録を行ったものとみなす旨の規定がなされた。</p>

	<p>【年間手続件数（令和元年度）、 オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】          施行は令和4年6月を予定しており、新規業務であることから施行前の実績はございません。</p>	
<p>オンライン          利用率目標・          取組期間と          設定の考          え方          （主要な手          続について          目標設定）※          調査中の場          合でも想定          目標値を記          載</p>	<p>【目標】（目標にするオンライン利用率の定義も明記）          オンライン利用率 90%（情報登録申請、変更登録申請、死亡時の届出）          オンライン利用率＝システム申請件数／システム申請件数＋紙申請件数</p>	
	<p>【取組期間（達成期限）】          令和5年3月末まで</p>	
	<p>【目標・期間設定の考え方】          令和4年6月に施行されるため、施行後一定の期間を経た令和4年度末を目標期間とした。</p>	
<p>オンライン          利用率を引          き上げる上          での課題と          課題解決の</p>	<p>課題</p>	<p>個人情報の漏洩が発生し、利用者の信頼を失い、利用率が向上しない。</p>
	<p>中間 KPI</p>	<p>【目標・達成期限】          令和4年12月末までに、重大な情報セキュリティ事故0件を実現する。</p>

<p>ためのアクションプラン①</p> <p>※オンライン化未実施の場合は、オンライン化に向けた課題とアクションプランを記載</p>		<p>【KPI の定義】 例) 補正率=オンライン申請の差戻件数/オンライン申請件数</p> <p>重大な情報セキュリティ事故=個人情報の流出を伴うセキュリティ事故をカウント</p>	
	アクションプラン a	<p>【取組内容】</p> <p>設計段階から、個人情報保護を考慮した設計を行う。</p>	
		<p>【取組期限（期間）】</p> <p>令和2年8月～11月</p>	
	アクションプラン b	<p>【取組内容】</p> <p>セキュリティ対策に不備がないか、試験段階において検証する。</p>	
		<p>【取組期限（期間）】</p> <p>令和3年度</p>	
	アクションプラン c	<p>【取組内容】</p>	
		<p>【取組期限（期間）】</p>	
	オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアク	課題	<p>施行後にシステムが停止して、利用者が登録できず、利用率が向上しない。</p>
		中間 KPI	<p>【目標】</p> <p>令和4年12月末までに、サービスに重大な影響を与える事故3件(平均1件/2ヵ月)を実現する。</p> <p>【KPI の定義】</p> <p>サービスに重大な影響を与える事故=計画停止以外の、登録事務に係るサービス停止回数をカウント</p>

シヨンプラ ン②	アクション プラン a	【取組内容】 事故発生時のサービス停止を減少させるため、システムのバックアップを構築する。
		【取組期限（期間）】 令和3年2月～令和4年5月
	アクション プラン b	【取組内容】 施行後、月に一度運用保守に関する会議をもうけ、稼働状況を点検する。
		【取組期限（期間）】 令和4年6月～12月
	アクション プラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン③	課題	登録エラーが多発して、登録が完了せず、利用率が向上しない。
	中間 KPI	【目標】 令和4年12月末までに、登録エラー率 10%以下を実現する。
		【KPI の定義】 $\text{登録エラー率} = \frac{\text{登録エラー数}}{\text{登録成功数} + \text{登録エラー数}}$
	アクション プラン a	【取組内容】 利用者の誤登録を抑制する画面設計を行う。
		【取組期限（期間）】 令和3年1月～令和3年6月
	アクション プラン b	【取組内容】 試験段階において、登録エラー率を算出し検証する。

		【取組期限（期間）】 令和3年度
	アクション プランc	【取組内容】
		【取組期限（期間）】

<4-2>・・・ <4-1>とは異なる計画（取組期間、課題および取組）の手続がある場合は以下に別枠を追加作成して記載すること

#### 5. スコアカードの作成と公表方法

（オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表）  
スコアカードを作成し、環境省のWWWページ内で公開する。

#### 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回 チェックの概要等については公表する）

施行までに、指定登録機関等が参加する利用者目線での試験を実施する。

#### 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。

構築の各工程で進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。